

追試験の手続き（体調不良）について

定期試験期間中体調不良で**当日受験ができず、追試験を希望する場合は**、以下のフローチャートにそって連絡をしてください。

※定期試験期間中の欠席の取扱いは、通常時の欠席連絡とは異なりますのでご注意ください。

受験する科目の試験時間終了までに教務課に
電話連絡をする（☎：083-252-0289）

※試験時間終了後の連絡は追試験の対象外です。
通常の授業時間とは異なりますのでよく確認してください。



体調不良の場合、教務課に必要事項を報告のうえ、

① **当日中に病院を受診**する

※具合が悪くて自宅で療養しただけでは追試対象にはなりません。

必ず受診してください。

※診断結果がインフルエンザ、新型コロナウイルス感染症（学校感染症）の場合は**診療明細、検査結果が分かるもの**が必要です。

インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症以外の診断結果の場合は、**療養期間が明記された診断書**が必要です。

② **診断結果を教務課に電話**する

※インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症（学校感染症）の場合は出校停止となり、保健室にも連絡が必要です。

保健室へ連絡（☎：083-253-8986）の上、**出校停止期間を確認してください。**

お問合せ先：感染症罹患・出席停止時の手続きに関すること 保健室（☎ 083-253-8986）
授業・定期試験に関すること 学務部教務課（☎ 083-252-0289）